

第10章 難病・在宅ケア・原爆被爆者

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」及び「児童福祉法」に基づき、県では、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の維持向上のため、体系的に難病対策を推進している。

難病患者の経済的支援として、難病法に基づく指定難病（令和3年11月現在、338疾病）及び児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病（令和3年11月現在、788疾病）患者への医療費助成受付業務を行った。

保健所では、難病患者や家族、支援者からの相談に応じるとともに、ALS患者を対象に家庭訪問を実施した。

原爆被爆者

保健所では被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実等QOL向上のために、医療費の給付や各種手当での支給及び健康診断を実施している。令和4年度における管内の健康診断の受診状況は、定期健康診断は上期2人、下期2人、希望による健康診断は0人、がん検診は3人（延べ）という結果であった。なお、管内の手帳所持者は、令和4年4月1日時点で9人である。